

## 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏




— 観智院本にないカタカナ注記について — (三)

本稿は、左記の拙稿の続編である。

- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について —」 (二)
- ・ 「鶴見大学仏教文化研究所紀要」 第11号 平成18年4月
- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について —」 (二)
- ・ 「鶴見大学紀要」 第44号 第一部 国語・国文学編 平成19年3月

小林 恭治

資料24

高山寺本	西念寺本	観智院本
 ト、ノフ	 ト、ノフ ㄱ	 ト、ノフ
19オ	19ウ	仏上35

地がないように思われるので、「ㄱ」の記載については解釈が困難なように思われる。そこで、この「ㄱ」と「ト、ノフ」との間に関連があると仮定した場合の「ㄱ」の解釈について、以下の〈a〉〜〈f〉を案出した。<sup>(4)</sup>

資料24の西念寺本の標出漢字「ㄱ」の注記「ㄱ」が観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。しかし、このカタカナ「ヨ」の異体字「ㄱ」のように見える記述は、その記載場所が、カタカナ注記「ト、ノフ」の「ノ」の右傍に寄り添うように位置していることから、「ㄱ」字は「ト、ノフ」と関連した記述であるように見えるが、標出漢字「ㄱ」に対する「ト、ノフ」という注記に疑問を挟む余

〈a〉「ト、ノフ」の「ノ」字は、「ㄱ」字の誤りであることを示している。

〈b〉「ト、ノフ」の「ノ」字は、異本では「ㄱ」字になっていることを示している。

〈c〉「ト、ノフ」の「ノ」字は、本来、「ㄱ」字であるべきものではないかという疑問を示している。

〈d〉西念寺本の系統の写本を転写する過程で、ある段階の底本に記された「ト、ノフ」の「ノ」字が、「ㄱ」字のように記されており、それを標出漢字「ㄱ」の注記としては誤りと判断し、一度は「ト、ノフ」と訂正したものの、底本の状況を伝えるために「ㄱ」字を付記した。

〈e〉「ト、ノフ」は単語ではなく、「ト、」と「ノフ」の二注記であると誤解した人物が、「ノフ」の「ノ」字は「ㄱ」字の誤りではないかという疑問を示している。

〈f〉「ト、ノフ」は単語ではなく、「ト、」と「ノフ」の二語からなる『魚を呼ぶ』の意であると誤解した人物が、「ノフ」の「ノ」字は「フ」字の誤りであることを示している。

〈a〉は、単語としての「ト、ノフ」の「ノ」字を誤字とするものであるが、「ト、フフ」としてしまつては意味不明となる。〈b〉については、異本注記であることを示したのであれば、「イ」の符号を付加してほしいところであるし、資料24に示したように、少なくとも現存する観智院本・高山寺本の「ト、ノフ」の「ノ」字は「フ」と見紛うようには記されていない。〈c〉については、書写者が「ト、ノフ」に対する疑問を表明したものであるならば、「フ歟」と記してほしいところで、「歟」の記述がないことは、やはり問題となる。〈d〉の場合も、底本のまま「ト、フフ」と記した上で、「フ」の右に「ノ歟」と記す方が自然ではないかと思われる。〈e〉は、「ノフ」の記述を『呼ぶ』の意と考え、「フフ」とあるべきではないかと主張しているとするものであるが、標出漢字「憊」としては、『呼ぶ』↓『集める』↓『揃える』↓『整える』という展開が考えられなくもない。しかし、「ト、」については、考慮されなかったことになつてしまふし、〈c〉の場合と同様に、「歟」の未記入の問題は残つてしまふ。〈f〉は、〈e〉からの派生案であるが、これは標出漢字「憊」の字義から隔絶してしまふ感が強い。

そこで、「フ」の記述が「ト、ノフ」という注記とは無関係であるという視点から、次の〈g〉を案出した。

〈g〉「フ」字は、標出漢字「憊」の漢字音「ダ」を示すカタカナ「タ」を誤写したものである。

〈g〉は、「フ」の記述が偶然「ト、ノフ」の「ノ」の右に記されてしまっただけで、両者は別々の注記だったと

解するものである。ただ、本来「タ」とあるべきものを「与」と誤写していること自体、デザイン的に単純にはいかななくなっている。

以上、「与」の解釈を試みたが、判然としない。今後の課題としたい。

27、「ヨ」(21才)

資料25

高山寺本	西念寺本	観智院本
向   ユク 瓜 丑	向   ユク ス ヘ ヨ	向   ユク ス キ ユ
20ウ	21オ	仏上38

資料25の西念寺本の熟字項目「向」(後)<sup>(42)</sup>の末尾の記述「ヨ」について、「ヨ」は観智院本に見えず、また、高山寺本にも見えないので、一見すると西念寺本の増補であるかのように見えるが、この「ヨ」については、異説もある。草川昇氏は、直前の「ユクスヘ」と併せて「ユクスヘヨ」で一注記とされ、「ヨ」については「(ママ)」とされている。<sup>(43)</sup>

しかし、「向後」の訓として「ユクスヘヨ」というのは、やはり不審ではないかと思われる。そこで、この「ヨ」の解釈として、次の〈a〉〈b〉を案出した。

〈a〉「ヨ」は、それ自体が一つの注記で『世』『代』の意である。

〈b〉「ユクスヘヨ」を「ユク」と「スヘヨ」と分け、「スヘヨ」を『末の世』の意とする。

〈a〉については、西念寺本では、注記同士の間隔を適切に取らないことが珍しくないことや、観智院本・高山寺本には「ユクスエ」・「ユク爪エ」とあることから、「ユクスヘヨ」で一つに見えるものは、本来、「ユクスヘ」と「ヨ」

の二注記ではなかったかとするものである。「向後」の意として、『今後』などが考えられるところから、『世』や『代』の意が考えられないこともないように思われるが、やや不安も残る。

〈b〉は、資料25の西念寺本の「ユクスヘヨ」の「ユク」と「スヘヨ」の間がやや空いているように見えるところから、その場所で二つに分離されている可能性を考えたものである。しかし、本来「ユクスヘ」とあつたはずであるから、「ユク」と「スヘ」に分けられた後の「スヘ」に「ヨ」が追記されたことになるが、一方の「ユク」が考慮されなくなっていることや、「スヘヨ」の記述自体が不自然であることなどから、この解釈には無理があるものと考えられる。

そこで、この「ヨ」が、後になって追記されたとは考えないというものはどうであろうか。すなわち、「ヨ」は西念寺本の底本に既述のものであつたという可能性から、〈c〉を案出した。

〈c〉「ヨ」は、本来、「エ」であつたものの誤写。

西念寺本の「ユクスヘヨ」という注記の「ヨ」を無視した場合、この「ユクスヘ」には、観智院本の「ユクスエ」、高山寺本の「ユク爪エ」が相当することになる。本来「エ」であるべきところが「ヘ」となっていることになるが、そこから、

- ① 「ユクスエ」↓
- ② 「ユクスエ<sup>へ</sup>」↓
- ③ 「ユクスヘエ」↓
- ④ 「ユクスヘヨ」

資料26

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>徴  <small>莫飛又音ニ瓜コシウルハシト、一カニハキヤフルスコシトアラ            アラ瓜ナニニナトヲフシハラクカクルヒンカニカニコナルオサナシ            クハナニニニトモミチロシ小ノシ、スクナシイクハクヤ</small></p> <p>カナリス  <small>カナナシ山カヌク</small></p> <p>20ウ.22オ</p>	<p>徴  <small>莫飛人禾ユミ瓜コシウルハシト、一カニハキヤフルスコシトアラ            瓜ナニニテミハラクトヲフヒリカニアシコナルツヒユアサナシイヤ            ニトモシドロシ小ソシヲラシカクルスクナシイクハクヤウクシツカナ</small></p> <p>リスコフルオホツ            カナシヤカフク            ヨシクトシ</p> <p>21オ</p>	<p>徴  <small>莫飛又禾上ミホノカニハキヤフルスコシウルハシスコシキ            アラスナシニチシハラクトラフカクルヒソカニ</small></p> <p>カシコルツヒユホツナシウカヌクツサナシイヤシトモシヨロシホクシキヨシ            スクナシイクハクヨシヤウヤクシツカナリスコフル</p> <p>仏上38</p>

28、「クトシ」(21オ)

のように、西念寺本では、本来、①「ユクスエ」とあったものを、転写者が「エ」の仮名遣いに対して、「へ」と考  
 え、「エ」の右傍に「へ」と書き込んだ②が成立し、その後、「へ」は「ス」の下に紛れ込んでしまい、③「ユクスへ  
 エ」となり、さらにその後、「エ」の字形が乱れて「ヨ」と判別され、④「ユクスへヨ」となったとするのはどうで  
 ありうか。但し、この場合、西念寺本の末尾の「ヨ」は、本来「ユクスエ」の「エ」であったものが変化したもので  
 あるから、「ヨ」については西念寺本の増補とは言えなくなるが、「ユクスへヨ」の「へ」については、後の増補とい  
 うことになる。へaの場合ならば、「ヨ」は西念寺本の増補、へcなら「ヨ」ではなく「へ」が増補ということになる。

資料26の標出漢字「微」項目は注記数が多いので、次に示すように、各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表26-aに、観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。


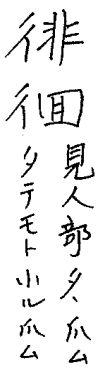
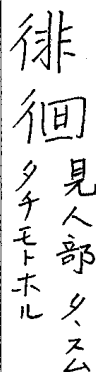
高山寺本	西念寺本	観智院本
①莫飛反 ②又音ミ ③爪コシ ④小ノカニ ⑤ウルハシ ⑥ハキ ⑦ヤフル ⑧スコシ ⑨アラ爪 ⑩ナシ ⑪ミチ ⑫トラフ ⑬シハラク ⑭カクル ⑮ヒソカニ ⑯カシコアル ⑰オサナシ ⑱クハシ ⑲与□ ⑳□□シ ㉑トモシ ㉒与ロシ ㉓小ソシ ㉔スクナシ ㉕イクハク ㉖ヤ□	①莫飛人 ②禾ユミ ③爪コシ ④ウルハシ ⑤小、ーカニ ⑥ハキヤフル ⑦スコシト ⑧アラ 爪 ⑨ナシ ⑩ミチ ⑪シハラク ⑫トラフ ⑬ヒリカニ ⑭アシコナル ⑮ツヒユ ⑯ラサナシ ⑰イヤ シ ⑱トモシ ⑲与ロシ ⑳小ソシ ㉑与シ ㉒カクル ㉓スクナシ ㉔イクハク ㉕ヤウフク ㉖シツカナ リ ㉗スコフル ㉘オホツ カナシ ㉙ウカフク ㉚ヨシ ㉛クトシ	①莫飛反 ②禾ユミ ③ホノカニ ④ハキヤフル ⑤スコシ ⑥ウルハシ ⑦スコシキ ⑧アラス ⑨ナシ ⑩ミチ ⑪シハラク ⑫トラフ ⑬カクル ⑭ヒソカニ ⑮カシコマル ⑯ツヒユ ⑰ヲホツカナシ ⑱ウカメク ⑲ラサナシ ⑳イヤシ ㉑トモシ ㉒ヨロシ ㉓ホフシ ㉔キヨシ ㉕スクナシ ㉖イクハク ㉗ヨシ ㉘ヤウヤク ㉙シツカナリ ㉚スコフル
㉗□ルカナリ ㉘ス□□□ ㉙□小ツカナシ ㉚ウカヌク		

表26- a

観智院本	西念寺本	高山寺本
<p>①莫飛反 ②禾一ミ ③ホノカニ ④ハキヤフル ⑤スコシ ⑥ウルハシ ⑦スコシキ ⑧アラス ⑨ナシ ⑩ミチ ⑪シハラク ⑫トラフ ⑬カクル ⑭ヒソカニ ⑮カシコアル ⑯ツヒユ ⑰ヲホツカナシ ⑱ウカメク ⑲ヲサナシ ⑳イヤシ ㉑トモシ ㉒ヨロシ ㉓ホフシ ㉔キヨシ ㉕スクナシ ㉖イクハク ㉗ヨシ ㉘ヤウヤク ㉙シツカナリ ㉚スコフル</p>	<p>①莫飛人 ②禾ユミ ③小ノカニ ④ハキヤフル ⑤爪コシ ⑥ウルハシ ⑦スコシト ⑧アラ爪 ⑨ナシ ⑩ミチ ⑪シハラク ⑫トラフ ⑬カクル ⑭ヒリカニ ⑮アシコナル ⑯ツヒユ ⑰オホツカナシ ⑱ウカフク ⑲ヲサナシ ⑳イヤシ ㉑トモシ ㉒ウロシ ㉓小ソシ ㉔ヲウシ ㉕スクナシ ㉖イクハク ㉗ヨシ ㉘ヤウフク ㉙シツカナリ ㉚スコフル ㉛クトシ</p>	<p>①莫飛反 ②又音ミ ③小ノカニ ④ハキ ⑤ヤフル ⑥爪コシ ⑦ウルハシ ⑧スコシ ⑨アラ爪 ⑩ナシ ⑪ミチ ⑫シハラク ⑬トラフ ⑭カクル ⑮ヒソカニ ⑯カシコアル ⑰小ツカナシ ⑱ウカヌク ⑲オサナシ ⑳□□シ ㉑トモシ ㉒ウロシ ㉓小ソシ ㉔スクナシ ㉕イクハク ㉖ヤ□ ㉗□ルカナリ ㉘ス□□□ ㉙クハシ</p>



資料27

高山寺本	西念寺本	観智院本
		
22ウ	22オ	仏上40

29、「爪ム」(22オ)

表26-aを見ると、西念寺本の標出漢字「微」のカタカナ注記③①「クトシ」が観智院本に見えない。「クトシ」という注記は、標出漢字「微」の字訓としては馴染まないように思われ、これに相当する注記は高山寺本には見えないが、高山寺本には、⑱「クハシ」という観智院本・西念寺本に見えない注記が存する。この高山寺本の⑱「クハシ」は、標出漢字「微」の字訓として相応しいものと思われるものの、その他の写本には見えないため、表26-aでは表の末尾に配した。しかし、高山寺本の⑱「クハシ」と、西念寺本の③①「クトシ」は、どちらもカタカナ三文字の注記で、一文字目の「ク」と三文字目の「シ」が一致し、二文字目の「ハ」と「ト」も共に二画であり、書き誤り、見誤りや、すい関係ではないかと思われるところから、西念寺本の③①「クトシ」は、「クハシ」という注記の「ハ」を「ト」と誤ったものではないかと考える。<sup>44</sup>

西念寺本の③①「クトシ」が、本来は高山寺本の⑱のように、「クハシ」であったとすると、これに相当する注記は観智院本には見えないから、これは観智院本の脱漏であると考えられる。

資料27の西念寺本の熟字項目「徘徊」の末尾のカタカナ注記「爪ム」が観智院本に見えない。

高山寺本においては虫損が著しく、記述の視認が困難であるが、何らかの注記の第一文字目として、カタカナの「タ」のみが確認できる。これは観智院本における「タ、スム」「タチモトホル」のいずれかに相当するもの

資料28

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>徎</p> <p>則、又宅買 又ユク</p>	<p>徎</p> <p>又宅買人ユク</p>	<p>徎</p> <p>又宅買人</p>
23オ	22ウ	仏上41

30、「ユク」(22ウ)

と思われるが、高山寺本の虫損スペースの大きさからすれば、「タチモトホル」の「チモトホル」の五文字分が失われるに於てはスペースが不足するように思われるので、「タ、スム」の「、スム」の三文字分であった可能性が高いように思われる。そこから高山寺本には、観智院本の「タ、スム」に相当する注記が記されていたものと推測する。また、西念寺本の「爪ム」に相当する注記が、高山寺本の虫損箇所には記されていなかったとするにも、そのスペースが小さ過ぎるよう思われるので、西念寺本の「爪ム」に相当する注記も記されていなかったと考える。ゆえに、西念寺本の「爪ム」は、西念寺本のみに見える注記ということになるので、これは西念寺本の増補と考えられる。

西念寺本の「爪ム」は「タ、爪ム」の「爪ム」を部分的に重複して転写してしまったものかとも考えられるが、「爪ム」自体でも、『その辺りをうろつく』↓『その辺りに存在する』↓『棲む』と展開することで、熟字項目「徘徊」の注記としてあり得ないかと考え、「爪ム」を独立した一つの字訓注記と考えることとする。<sup>(45)</sup>

資料28の西念寺本の標出演字「徎」の末尾のカタカナ注記「ユク」が観智院本に見えない。これは高山寺本には見えるので、観智院本の脱漏と考えられる。

資料29

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>行 遐 庚 及 ヲクヤルイ  <small>アヤトルハナフタナナル          アヤトルハナフタナナル          アヤトルハナフタナナル</small></p> <p>スナ  <small>又音キヤム          又音キヤム</small></p>	<p>2  <small>ミテフムメクルツラヌ胡浪人オコナフネサシネサシネサオオナツナシ          ナムトルツトムツラシヤナルハアツツケフオナカハソタルナケクサイ          ナルカクテヒクコルサイアクルモテサルウツクシフルフアツリコロテメツ</small></p>	<p>1          行 遐 庚 及 ヲクヤルイ  <small>テアミアリクサルニク          イネサケクニユキ</small></p> <p>3          博 テク 博 争  <small>博 争          博 争          博 争</small></p>
23ウ	23ウ	仏上42.43

31、「シネサ」 / 32、「サイナクル」(23ウ)

資料29<sup>(46)</sup>の標出漢字「行」の項目は注記の数が多いので、次に示すように、各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表29-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。<sup>(47)</sup>

高山寺本	
① 遐庚反	② ユク
③ ヤル	④ イテアシ
⑤ アリク	⑥ サル
⑦ ニク	⑧ イ子
⑨ サケク	⑩ ミユキ
⑪ ミチ	⑫ フム
⑬ メクル	⑭ ツラヌ
⑮ 胡浪反	⑯ オコナフ
⑰ ネサ	⑱ シネサ
⑲ シネサ	⑳ オナツ
㉑ ナン	㉒ ナムト爪
㉓ ツトム	㉔ タヒ
㉕ アヤナル	㉖ ハアツ
㉗ ツケフ	㉘ ナタ
㉙ ナカハ	㉚ ソタル
㉛ ナケク	㉜ サイ
㉝ ナル	㉞ カタテ
㉟ ヒク	㊱ コレ
㊲ サイナクル	㊳ モテサル
㊴ ウツクシフ	㊵ 爪ル
㊶ ナツリソ	㊷ コ、ロ
㊸ テタツ	
㊹ ス	㊺ アツリ
㊻ コ、ロ	
㊼ タツ	㊽ 又音キヤウ
㊾ テタツ	

西念寺本	
1	① 遐庚反
	② ユク
	③ カル
	④ イ
	テアシ
	⑤ アリク
	⑥ サル
	⑦ ニク
	⑧ イネ
	⑨ サケク
	⑩ ミユキ
2	
	⑪ ミチ
	⑫ フム
	⑬ メクル
	⑭ ツラヌ
	⑮ 胡浪人
	⑯ オコナフ
	⑰ ネサ
	⑱ シネサ
	⑲ シネサ
	⑳ オナツ
	㉑ ナン
	㉒ ナムト爪
	㉓ ツトム
	㉔ タヒ
	㉕ アヤナル
	㉖ ハアツ
	㉗ ツケフ
	㉘ ナタ
	㉙ ナカハ
	㉚ ソタル
	㉛ ナケク
	㉜ サイ
	㉝ ナル
	㉞ カタテ
	㉟ ヒク
	㊱ コレ
	㊲ サイナクル
	㊳ モテサル
	㊴ ウツクシフ
	㊵ 爪ル
	㊶ ナツリソ
	㊷ コ、ロ
	㊸ テタツ
	㊹ 博
	㊺ テク
	㊻ 争
	㊼ 禾キヤウ
	㊽ 博
	㊾ 禾キヤウ
	㊿ 博
	博声
3	

観智院本	
1	① 遐庚反
	② ユク
	③ ヤル
	④ イテアシ
	⑤ アリク
	⑥ サル
	⑦ ニク
	⑧ イ子
	⑨ サケク
	⑩ ミユキ
	⑪ ミチ
	⑫ フム
	⑬ メクル
	⑭ ツラヌ
	⑮ ケ
	⑯ 又胡浪反
	⑰ オコナフ
	⑱ 禾サ
	⑲ シ禾サ
	⑳ オキツ
	㉑ ナムノトス
	㉒ ツトム
	㉓ ツラヌ
	㉔ タヒ
	㉕ アヤマル
	㉖ ハナツ
	㉗ ツタフ
	㉘ アタ
	㉙ ナカル
	㉚ クタル
	㉛ ナケク
	㉜ ヒク
	㉝ サイキル
	㉞ コレ
	㉟ カタチ
	㊱ モチイル
	㊲ テタテ
	㊳ 争博声
	㊴ ナツリコト
	㊵ コ、ロ
	㊶ テタツ
	㊷ 博
	㊸ 禾キヤウ
	㊹ ウツクシフ
	㊺ スル

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

表29-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
① 遷庚又	① 遷庚反	① 遷庚反
② ユク	② ユク	② ユク
③ ヤル	③ カル	③ ヤル
④ イテニシ	④ イテアシ	④ イテアシ
⑤ アルク	⑤ アルク	⑤ アルク
⑥ サル	⑥ サル	⑥ サル
⑦ ニク	⑦ ニク	⑦ ニク
⑧ イ子	⑧ イネ	⑧ イ子
⑨ サケク	⑨ サケク	⑨ サ个ク
⑩ ミユキ	⑩ ミユキ	⑩ ミユキ
⑪ ミチ	⑪ ミチ	⑪ ミチ
⑫ フム	⑫ フム	⑫ フム
⑬ メクル	⑬ メクル	⑬ メクル
⑭ ツラヌ	⑭ ツラヌ	⑭ ツラヌ
⑮ ケ		
⑯ 又胡浪又	⑮ 胡浪人	⑮ 又胡浪反
⑰ オコナフ	⑰ オコナフ	⑰ オコナフ
⑱ 禾サ	⑱ 禾サ	⑱ 禾サ
⑲ シ禾サ	⑲ シネサ	⑲ シ禾サ
	⑲ シネサ	
⑳ オキツ	⑳ オナツ	⑲ オキツ
㉑ ナムくトス	㉑ ナンナムト爪	⑳ ナンナムトス
㉒ ツトム	㉒ ツトム	㉑ ツトム
㉓ ツラヌ	㉓ ツラヌ	㉒ ツラヌ
㉔ タヒ	㉔ タヒ	㉓ タヒ
㉕ アヤナル	㉕ アヤナル	㉔ アヤナル
㉖ ハナツ	㉖ ハアツ	㉕ ハナツ
㉗ ツタフ	㉗ ツケフ	㉖ フタツ
㉘ アタ	㉘ ナタ	㉗ アタ
㉙ ナカル	㉙ ナカハ	㉘ ナカル
㉚ クタル	㉚ ソタル	㉙ クタル
㉛ ナケク	㉛ ナケク	㉚ ナ个ク
㉜ ヒク	㉜ ヒク	㉛ ヒク
㉝ サイキル	㉝ サイナル	㉜ サイール
㉞ コレ	㉞ コレ	㉝ コレ
㉟ カタチ	㉟ カタテ	㉞ カタチ
㊱ モチイル	㊱ モテサル	㉟ モチ井ル
㊲ テタテ	㊲ テク	
㊳ 争博声	㊳ 争博声	
㊴ ウツクシフ	㊴ ウツクシフ	
㊵ スルㄣ	㊵ 爪ルㄣ	㊵ スㄣ
㊶ マツリコト	㊶ ナツリソ	㊶ アツリㄣ
㊷ コ、ロ	㊷ コ、ロ	㊷ コ、ロ
㊸ テタツ	㊸ テタツ	㊸ ㄣタツ
㊹ 博	㊹ 博	
㊺ 禾キヤウ	㊺ 禾キヤウ	㊹ 又音キヤウ
	㊺ サイナクル	
		㊺ テタツ

表29-aを見ると、西念寺本の標出漢字「行」のカタカナ注記⑱「シネサ」⑳「サイナクル」が観智院本に見えない。

まず、西念寺本の⑱「シネサ」については、観智院本に⑱「シ禾サ」、高山寺本に⑱「シ禾サ」とあることにより、異体字の「禾」を「ネ」と誤ったものと思われるが、西念寺本においては、直前の⑱にも「シネサ」と見え、「シネサ」という注記が重複している。

西念寺本の⑱「シネサ」の前には、⑰「ネサ」、⑱「シネサ」とあり、西念寺本の⑰の「ネサ」は、観智院本では⑱「禾サ」、高山寺本では⑰「禾サ」に相当するもので、ここでも「禾」を「ネ」と誤っている。こうした状況からすると、西念寺本の⑰⑱の記述は、当初は、観智院本や高山寺本と同様に「禾サ」、「シ禾サ」と二つの注記であったものの、「シ禾サ」を重複させてしまい、「禾サ」、「シ禾サ」、「シ禾サ」という状況になり、その後、各々の「禾」字を「ネ」と誤って、⑰「ネサ」、⑱「シネサ」、⑲「シネサ」となったものと思われる<sup>48</sup>。

ここでは、西念寺本の現状を観智院本・高山寺本と対照することで、西念寺本の注記の状況を考察したが、資料29の西念寺本のみを見ると、西念寺本の⑰⑱の文字列は、本来、「⑰ネサ／⑱シネサ／⑲シネサ」と区切られるはずのところを、「ネサシ／ネサシ／ネサ」と解しているかのように見えます。これは、「禾サ」を⑰「ネサ」と誤解したこと、⑰「ネサ」の語義がわからなくなり、それを解決するために、⑱「シネサ」の冒頭の「シ」を⑰「ネサ」に下接することで、「ネサシ」とした方が字訓らしく感じられると考えたのかもしれない。しかし、すると「ネサシ／ネサシ／ネサ」となって、「ネサシ」はやはり重複することになるし、最後に再び「ネサ」を生ずることになってしまう。この最後の「ネサ」を、続く⑳の「オナツ」に上接させて考えたのかもしれないが、いずれにせよ、混乱を深めている。こうした西念寺本の書写作業の現況は、転写後の利用価値を失わせているようにも感じられる。

資料30

高山寺本	西念寺本	観智院本
①音演 ②小シイア、 ③タノシヒ ④ノム ⑤ヤスシ ⑥ミツ ⑦ヒク ⑧ノフ ⑨ユク ⑩ユタカニ ⑪ト小ル ⑫イタル ⑬小トコス ⑭トシ ⑮アホル	①上寅 ②トシイマ 、 ③タノシヒ ④タノ シ ⑤ヤスシ ⑥ミツ ⑦ヒク ⑧ソフ ⑨ユク ⑩トシ ⑪ト小 ル ⑫イタル ⑬アホル ⑭ホト コ爪 ⑮ユタカニ	①上寅 ②ホシイマ、 ③タノシヒ ④ヤスシ ⑤ミツ ⑥ヒク ⑦ノフ ⑧トホル ⑨イタル ⑩ホトコス ⑪トシ ⑫アホル ⑬ユタカニ

高山寺本	西念寺本	観智院本
衍 音演 小シイア、 タノシヒ ノム ヤスシ ミツ ヒク ノフ ユク ユタカニ ト小ル イタル 小トコス トシ トホル	衍 上寅 トシイマ、 タノシヒ ヤスシ ミツ ヒク ノフトホル イタル ホトコス トシ トホル ユタカニ ソフ ユク トシ ト小 ル イタル トホル ホト シ ヤスシ ミツ ヒク ユク ユタカニ	衍 上寅 トシイマ、 タノシヒ ヤスシ ミツ ヒク ノフトホル イタル ホトコス トシ トホル ユタカニ
24オ	24オ	仏上43

33、「タノシ」 / 34、「ユク」(24オ)

次に西念寺本の③⑥「サイナクル」については、観智院本、高山寺本には相当する注記が見えないので、西念寺本の増補と思われる。「サイナクル」の「ナ」は「マ」の異体字「ア」を誤ったものと思われる<sup>(49)</sup>。

資料30の標出漢字「衍」の項目は注記の数が多いため、次に示すように、各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表30-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表30-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
① 一演 ② ホシイマ、 ③ タノシヒ	① 一寅 ② トシイマ、 ③ タノシヒ ④ タノシ	① 音演 ② 小シイア、 ③ タノシヒ
④ ヤスシ ⑤ ミツ ⑥ ヒク ⑦ ノフ ⑧ トホル ⑨ イタル ⑩ ホトコス ⑪ トシ ⑫ アホル ⑬ ユタカニ	⑤ ヤスシ ⑥ ミツ ⑦ ヒク ⑧ ソフ ⑨ ユク ⑩ トホル ⑪ トホル ⑫ イタル ⑬ ホトコ爪 ⑭ トシ ⑮ アホル ⑯ ユタカニ	④ ノム ⑤ ヤスシ ⑥ ミツ ⑦ ヒク ⑧ ノフ ⑨ ユク ⑩ トホル ⑪ イタル ⑫ 小トコス ⑬ トシ ⑭ アホル ⑮ ユタカニ

表30-aを見ると、西念寺本の標出漢字「衍」のカタカナ注記④「タノシ」と⑨「ユク」が観智院本に見えない。

まず、西念寺本の④「タノシ」は、③「タノシヒ」の直後に記されていることから、③「タノシヒ」の「タノシ」までを重複してしまったのではないかという疑いもあるが、「タノシ」という訓を、③「タノシヒ」に近似する訓として、その直後に記したとも解されるので、ここでは④「タノシ」を③「タノシヒ」の「タノシ」の重複とは考えず、独立した一つの字訓と考えることとする。<sup>50</sup>

この西念寺本の④「タノシ」を形容詞として、一つの独立した訓と認めるとすると、新たな問題が発生することになる。すなわち、資料30の高山寺本の③「タノシヒ」の「ヒ」の記され方が、「タノシ」までの文字の大きさよりもやや小さく、さらに、やや右に寄せて記されているように見えることである。こうした状況から、高山寺本の③にお



いては、「タノシ」と「タノシヒ」の二つの訓を一つにまとめて記しているのではないかと考えることができる。二つの字訓の共通部分を共有して、相違する部分のカタカナのみを右脇に記す方法は、高山寺本においてもよく見られることである<sup>(9)</sup>ので、高山寺本の③も二つの字訓をまとめている可能性があるし、「ヒ」の記され方は、それに気づかせるために、表記を通常のものから変化させていると考えた方が自然である。

とすると、西念寺本の③「タノシヒ」と④「タノシ」は、高山寺本の③において、まとめて記しているものを別々に記していることになるから、むしろ高山寺本よりも原初的な記され方であると考えられることもできる。ともかく、西念寺本の④「タノシ」に相当する記述が高山寺本の③に見えるという解釈が可能ということになり、この西念寺本の④「タノシ」に相当する記述を観智院本では脱漏していると考えられることになる。

高山寺本の③「タノシヒ」のように記されていた「ヒ」を、通常の記述であるかのように誤解してしまうと、資料30の観智院本の③のように記されてしまい、「タノシ」と「タノシヒ」の二つの注記であったものが、「タノシヒ」のみの記述に見えてしまうことになり、結果として、「タノシ」の訓が見えなくなってしまうことになる。とすれば、観智院本の③「タノシヒ」には、「タノシ」の訓が隠されているということにもなるのであるが、観智院本に「タノシ」という訓が存すると主張するためには、③「タノシヒ」の「ヒ」字が「タノシ」までの記載方法と区別されるように工夫されていなければ、観智院本の利用者には「タノシ」の存在は感知できない。その工夫が認識されない以上、観智院本の③の記述からは「タノシヒ」という訓が読み取れるのみで、「タノシ」は読み取れないとすべきであるもの<sup>(10)</sup>と考える。ゆえに、西念寺本の④「タノシ」に相当するものは、観智院本には記されていないということになり、観智院本の脱漏と扱うこととする。

次に、⑨「ユク」についてであるが、これは高山寺本に見えるので、観智院本の脱漏と考えられる。

資料31

高山寺本	西念寺本	観智院本
①莫雞反 ②アトフ ④ウツス ⑤ユク ③タカフ	①莫雞又 ②アトフ ③ウツ ④ノフ ⑤タカフ ⑥トトフ ⑦禾メイ	①莫雞又 ②マトフ ③ウツス ④ユク ⑤タカフ ⑥禾メイ

高山寺本	西念寺本	観智院本
迷 莫雞反 アトフ ウツス ユク	迷 莫雞又 アトフ ウツ ノフ タカフ トトフ 禾メイ	迷 莫雞又 アトフ ウツ ノフ タカフ トトフ 禾メイ
25オ	25オ	仏上45

35、「ノフ」 / 36、「トトフ」(25オ)

表31-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
①莫雞又 ②マトフ ③ウツス ④ユク ⑤タカフ ⑥トトフ ⑦禾メイ	①莫雞又 ②アトフ ③ウツ爪 ④ノフ	①莫雞反 ②アトフ ③ウツス ④ユク ⑤タカフ

資料31の標出漢字「迷」の項目においては、説明の便宜上、次に示すように、各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表31-aに、観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表31-aを見ると、西念寺本の標出漢字「迷」<sup>(52)</sup>のカタカナ注記④「ノフ」と⑥「トトフ」が観智院本に見えない。

まず、④「ノフ」については、資料31の西念寺本の④「ノフ」の「ノ」字は「フ」のように記され、一見して「ノ」と認識することは困難な字形であるが、草川昇氏が、「フ」を「ノ」と解していることにしたが<sup>(53)</sup>。

しかし、各写本の注記の配列順を見ると、観智院本では、③「ウツス」の次に、④「ユク」、高山寺本では、④「ウツス」の次に⑤「ユク」とあることから、西念寺本においても、③「ウツス」の次の第四番目の注記としては、「ユク」という注記であって欲しいところである。それが、西念寺本では④「ノフ」となっているわけである。西念寺本の第四注記の「フ」の「フ」を「ノ」と解して、④の注記を「ノフ」と解することは、標出漢字「迷」の注記としても考えられるものはあるが、そうすると、観智院本・高山寺本に見える④と⑤の「ユク」の注記が西念寺本からなくなってしまうことになり、写本対照の上からは、疑問の残るところでもある。

そこで、西念寺本の④は、本来、他の写本に見えるように、「ユク」であったものの、次の㉗から㉘の変化が生じて「ユク」が「ノフ」と解されるような字形になってしまったのではないかと考える。

㉗ 「ユク」の「ユ」の第一画目の「フ」を「ノ」のように、やや丸みを帯びて、記すことが起こる。

㉘ 「ユク」の「ユ」の第二画目の「一」を極端に右下がり書き、それが進行してカタカナの「ノ」のようになったもの<sup>(54)</sup>の「ノ」が一筆書きされることが起こる。

㉙ 「ユク」の「ク」の第一画目の「ノ」を極端に小さく記して、カタカナの「フ」のような字形に記すことが起こる。

この㊦㊧㊨の三つの変化は、どのような順序で発生したものかはわからない。また、「ユク」とも「ノフ」とも解せないような中途半端な字形が記された段階が存在したかもしれないが、前提として、「ノフ」という字訓が考えられる」という意識が、変化の進行を助けたのかもしれない。

現状の西念寺本では、④「ノフ」という注記が見えるかわりに、「ユク」という注記は見えないのであるが、右の仮説が正しければ、④「ノフ」は西念寺本において、新たに増補されたものとは言えなくなるし、「ユク」についても脱漏しているとは言えなくなる。そこで、これらについては、転写の過程において誤写されたことによるものとし、増補・脱漏の問題の対象とはしないものとする。

次に西念寺本の⑥「トトフ」であるが、「トトフ」は意味不明である。<sup>54</sup>『と問ふ』の意かとも思われるが、その場合、注記が「トフ」という単語でないところに疑問が残る。

表31-aに見るように、西念寺本の⑥「トトフ」に相当する注記は、その他の写本に見えないことから、「トトフ」は西念寺本における増補であるものと思われる。そして、⑤「タカフ」と<sup>55</sup>⑦「禾メイ」の間に記されている点からは、標出漢字「迷」に対する字訓注記である可能性が高く、何らかのカタカナを誤記しているために、「トトフ」という記述となっているものと考ええる。そこで「トトフ」の解釈について、次の〈a〉〜〈d〉を案出した。

〈a〉「トトフ」は本来、「アトフ」だった。

〈b〉「トトフ」は本来、「アチフ」だった(一)。

〈c〉「トトフ」は本来、「アチフ」だった(二)。

〈d〉「トトフ」は本来、「アチハス」だった。

〈a〉は、「トトフ」の一つ目の「ト」を「ア」の誤写と考えるものであるが、この場合、西念寺本の②に「アトフ」の注記が存するために、同じ注記が重複することになってしまう。〈b〉は、「トトフ」の一つ目の「ト」を「ア」の誤写、二つ目の「ト」を「ウ」の誤写と考えるものであるが、二つ目の「ト」を「ウ」と考える点がやや苦しい解釈であることを否めない。〈c〉は、「トトフ」の一つ目の「ト」は〈b〉と同じで、二つ目の「ト」と三文字目の「フ」が「ア与フ」の「与」に相当し、「ア与フ」の「フ」は脱漏したものと考えられるもので、やや推測が重なる感がある。〈d〉は、⑥「トトフ」は、「ア与ハス」の「ア」を一つ目の「ト」に誤り、「与」を脱落し、「ハ」を二つ目の「ト」と誤記し、さらに「ス」を「フ」と誤ったものと考えられるもので、これも推測が重なり過ぎている。

〈a〉と〈d〉は、複数のアクセシントが重ならないと「トトフ」という記述が成立しないところに難点がある。そこで一つのアクセシントで成立する案として、次の〈e〉を考えた。

〈e〉「トトフ」の「ト」が二つ記されているのは、「ト」の衍字で、「トフ」は『問ふ』の意とする。

〈e〉は、二つ目の「ト」を衍字と解することで、先に、この記述が単語でない点に憾みが存したことを解決可能となった。この案はアクセシントが一つで「トトフ」の状況が成立するという点で、〈a〉と〈d〉よりも可能性が高いものと考ええる。

〈a〉と〈e〉のいずれの場合も、⑥「トトフ」が西念寺本の増補となる点は変わらないが、〈a〉の場合のみ、注記が①と重複することが他の案と異なる点となる。

## 注記

※紙幅の都合により本稿を分載致します。以下続。

- (41) (9)の草川氏は「トトノフ」の項に、この「与」を付した用例を示し、「与」自体では項目として立てておられないから、「与」一字の注記であるとは考えておられないようである。
- (42) (14)の正宗氏は「ユクサキ」「ユクスエ」の見出しを「向後」とし、それぞれ「○底本」を誤り訂す。「○底本」を誤る訂すとして、「向」の「」は「後」とする。これは観智院本では、標出漢字「後」の項目の次には「以後」、「復」、「徇」、「徇」の「已」「向」と続いているが、西念寺本では、標出漢字「後」の次に「以後」「已」「向」、高山寺本では、標出漢字「後」の直後に「向」が位置していることから、「向」の「」により省略されているのは、直前の「徇」ではなく、「後」であるとし、観智院本の項目配列の誤りであるとされているものである。(9)の草川氏も「ユクサキ」の項で、「向後」とされ、「観本「向徇」と誤」と注記されている。
- (43) (9)の草川氏は、「ユクスエ」の項で、西念寺本の用例を「ユクスヘヨ」とされ、「ヨ」の項目には、この箇所の「ヨ」を掲げておられない。
- (44) (9)の草川氏は、この「クトシ」と「クハシ」を別項目にしている。
- (45) (9)の草川氏も、「爪ム」の形で字訓注記として採取し、その他の写本に対応する記述がないとしている。
- (46) 資料29の西念寺本では、欄を1〜3に区切っているが、これは西念寺本の注記が三行に渡って1〜3の順に記されていることを示している。紙面の都合により、実際には三行目に位置する3を一行目である1の下に記している。
- (47) 各写本の注記に番号を付した表と表29-1aは、(2)のf3の第31項「ケ」(資料27)で示した表27-1aと、ほぼ同様のものであるが、便宜的に再掲した。但し、注記の表記方法については若干変更した。
- (48) (9)の草川氏も西念寺本の「シネサ」は重複とし、「シ禾サ」に相当するものとされる。
- (49) (9)の草川氏は、この箇所の西念寺本の③「サイナクル」を、観智院本では法下12の「一(私)行」の注記「サイマクル」に相当するものとするが、西念寺本には観智院本の法下に相当する記述がないので、本稿においては熟字項目「私行」との関係については触れないこととし、標出漢字「行」項目の注記内での考察に限定しておくこととする。
- (50) (9)の草川氏は、標出漢字「衍」の西念寺本の④「タノシ」の用例を項目立てていない。

(51) 二つの訓の異なる部分が一字の場合、通常、相違する文字の右真横に二例目の訓の異なる文字を記すのが一般である。例えば、

・フルアフ<sup>ヒ</sup>〔彼〕高山寺本・22オ)

のように、「フ」の右真横に「ヒ」を記すことで「フルアフ」と「フルアヒ」の二つの訓を示すようにしている。ゆえに資料30の高山寺本の③「タノシヒ」の「ヒ」の記し方は異例ではあるが、右の「フルアフ」と「フルアヒ」の例の「ヒ」には、「フ」と入れ替えて解釈せよという意図が存するが、高山寺本の③「タノシヒ」の「ヒ」には、「ヒ」と入れ替える文字が存在しないので、「ヒ」を小字で右に寄せて、通常の「タノシヒ」ではないことを示しているものと考えられる。

(52) 資料31に見るように、西念寺本の標出漢字「迷」はやや左寄りに記されている。これは、右行との行間に標出漢字「達」と「迷」〔谷 悉字 私逸人〕の項目が書き込まれていることに関係しているものと思われるが、詳細は未詳。極めて不可思議な状況ではあるが、今後の課題とする。

(53) (9) の草川氏の著作参照。

(54) (9) の草川氏は「トトフ」の項を設定していない。また、「トトフ」を別の注記の誤写ともしていないようで、この用例の所在が確認できない。和訓と解していないのかもしれない。

(55) (14) の長島氏は観智院本の例に「タカラ」を挙げるが、「タカフ」の誤りと思われる。